

負担区分一覧表

段階	リスクの種類	内容	負担者	
			大阪市	認定計画 提出者
共通	法令等の変更	認定計画提出者が本件業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※ 5	
	第三者賠償	本件業務の実施や公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営において、認定計画提出者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		本件業務の実施や公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営において、大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		○
		占用許可後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による本件業務の変更、中止、延期 ※ 1	協議事項 ※ 5	
	本件業務の 中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止・延期	○	
		認定計画提出者の責任による遅延・中止・延期		○
		認定計画提出者の業務放棄・破綻		○
申請 段階	申請コスト	申請又はそれに付随する費用の負担		○
準備 段階	引継ぎコスト	公募対象歩行者利便増進施設等の引継ぎ(乙の準備を含む。)費用の負担 ※ 2		○
設置 及び 管理 運営 段階	公募対象歩行者 利便増進施設等 の設置	公募対象歩行者利便増進施設等の設置工事	○	
	破損・トラブル コスト	ディスプレイ破損時の修繕	○	
		デジタルサイネージ躯体破損時の修繕	○	
		STB 破損時の修繕	○	
		追加搭載機能の修繕		○
		トラブル発生時の初期対応		○
	施設・事業競合	競合施設・事業者による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
		大阪市以外の要因による本件業務経費の膨張		○

	本件業務にかかる経費の膨張	大阪市の要因による本件業務経費の膨張	○	
		収益向上に向けた必要経費やその他本件業務のために必要な経費と認められない経費		○
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※ 5	
	収益活動における利益の取扱い	利益が一定以上となった場合	協議事項 ※ 5	
	道路施設等の損傷	道路施設、設備（情報板）の損傷 ※ 3	協議事項 ※ 5	
		管理上の瑕疵等、認定計画提出者の責めによるもの		○
	債務不履行	大阪市の認定計画・協定内容の不履行	○	
	性能リスク	大阪市が要求する道路施設等の維持管理の水準及び公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置の水準の不適合に関するもの		○
	損害賠償	道路施設・設備の不備による事故 ※ 4	協議事項 ※ 5	
	管理リスク	公募対象歩行者利便増進施設等の施設管理上の瑕疵による事故 ※ 4	協議事項 ※ 5	
		道路施設・設備の不備又は公募対象歩行者利便増進施設等の施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休業等に伴うもの	協議事項 ※ 5	
		占用期間終了時の原状回復に要する経費		○
		本件業務の実施範囲における道路利用者等及び当地区の関係者等からの苦情等対応		○

※ 1 不可抗力（自然災害等）

- ・ 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ乙及び甲がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・ 道路施設・設備（情報板）が復旧困難な被害を受けた場合、本件業務の全部の停止を命じることがある。
- ・ 復旧可能な場合の復旧に要する経費については、甲が負担する。
- ・ 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために本件業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・ 甲は、自然災害等不可抗力による乙の広告収入等の減少等による減収について一切責任を追わない。また、乙に対する休業補償は行わない。

※ 2 新たな認定計画提出者への引継ぎにかかる対応

- ・ 新たな認定計画提出者が認定された時は、甲の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・ 引継ぎの実施にあたっては、乙及び新認定計画提出者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 道路施設・設備（情報板）の維持管理に伴う施設等の損傷リスクへの対応

①道路施設・設備（情報板）の巡視・点検・日常管理は乙が行い、（大規模）修繕等は甲が行う。

ここで定める日常管理とは、情報板（筐体）の落下、剥落、汚損等がないよう、日常の軽微な清掃（情報板の清掃に加え、情報板から視覚的に情報を得るために通常立ち止まる範囲内の道路清掃も含む）・点検等（落書き、貼り紙の除去を含む）、動作確認、トラブル発生時の初期対応である。修繕等とは、情報板の修繕など、上記以外の内容である。

②乙は本件業務の清掃時等に道路施設・設備（情報板）の巡視・点検を行い、異常及び危険箇所等を発見した場合は甲に報告を行うこととする。

③道路施設等にかかる大規模改修・大規模補修については、甲が実施する。ただし、その原因が乙の管理の瑕疵によるものであれば、乙の負担により、乙が実施することになる。

④上記①から③に関わらず、補修・修繕等の原因が乙の管理の瑕疵によるものである場合は、乙の負担により、乙が実施する。

⑤上記①から④に関わらず、甲と乙は、協議のうえ、甲及び乙にやむを得ない事情があると双方認める場合には、上記①から④とは異なる取扱を行うものとする。なお、この場合には、別途覚書を締結する。

⑥道路施設等において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、甲に帰属する。

⑦道路施設等の日常管理にかかわって必要な消耗品は乙において適宜補充、交換すること。

⑧甲は乙に対する休業補償は行わない。

※4 道路施設・設備（情報板）の不備又は公募対象歩行者利便増進施設等の管理上の瑕疵による事故への対応のため、乙はリスクに応じた保険に加入すること。道路施設・設備の不備によるものである場合は甲が、乙の管理の瑕疵による道路施設・設備の不備によるものは乙が対応する。

※5 協議事項としたものについては、甲と乙が当該事項について調整し、双方に合意のもとで決定するものとする。